## 大阪府の「職員の政治的行為の制限に関する条例」の 制定に反対する会長声明

- 1 本年11月28日、松井一郎大阪府知事は、大阪府議会に対し、「職員の政治的行為の制限に関する条例(以下「本条例」という。)」を提案した。本条例は、大阪府職員に対し、思想・良心の自由および集会・結社・表現の自由を地方公務員法の規制を超えて制限するものであり、憲法第19条及び同第21条ならびに地方公務員法第36条などに反する疑いがある。
- 2 本条例の問題点は次のとおりである。
  - (1)立法事実があるか疑問がある。松井知事自身が、大阪市で職員の政治的 行為の制限に関する条例が制定された際、大阪府においては、このような 条例を制定する必要がないと言明していた。
  - (2)地方公務員法第36条の定める目的以外に「政治的目的」を設定しており、同条2項の授権の範囲を超えるものである。
  - (3)「政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること」 と規定しているが(第2条1号)、対象範囲が広範かつ不明確であって、過 度の規制となるおそれがある。
  - (4)政党または政治団体の発行する機関紙、その他の刊行物の発行を援助すること(第2条3号)も掲げられており、政党機関紙の取材を受けて、それが記事になるような場合も規制される。
  - (5)政治的目的をもったデモ行進の企画実行、署名・無署名の文書図画の著作・発行等から、演劇の演出・主宰、服飾その他これらに類するものを製作・配布することなどのすべてが禁止の対象とされている(第2条5、6、7、8号)。これらの禁止行為のほとんどが勤務時間外にも規制が及び、公務員の私生活まで規制がなされることになる。
  - (6) 府外から府内に宛てて行った電話・ファクシミリなどによる通信は、府内において行ったものとみなすことにより(第3条)、大阪府外に居住する職員が自宅でツイッター・ブログの類で発言しても規制の対象となる。
  - (7)本条例が倣った国家公務員法及び人事院規則の刑事罰の適用については、東京高裁が公務員の政治的行為に対する過度の規制であり、表現の自由を侵害するとして適用違憲の判断を示し(東京高裁平成22年3月29日判決)、最高裁は違憲判断は回避したが構成要件の限定解釈をして、高裁判決を支持した(最高裁平成24年12月7日判決)。しかし、本条例は最高裁が限定解釈をすべきとした人事院規則の禁止行為をその文言のまま条

例に取り入れようとするものであり、上記の判例の立場とは相容れない。

3 民主主義社会は、多様な政治的意見の存在を前提として、それらが発信 されるなかで政策形成がなされ、また選挙の際に有権者の審判の基礎とな る。そのためには、地方公務員といえども思想・信条の自由、表現の自由 は基本的に保障されなければならない。

当会は、表現の自由の保障など基本的人権擁護の観点から、本条例の制定に反対するものである。

2013年(平成25年)12月13日 大阪弁護士会 会長 福 原 哲 晃